

小田原市市民活動推進委員会
第4期委員会報告書

小田原市市民活動推進委員会

平成23年6月

はじめに

小田原市市民活動推進委員会（第4期）の報告書をここに提出する。小田原市市民活動推進委員会（以下、委員会とする）は、2003（平成15）年7月1日に施行された「小田原市市民活動推進条例」の第13条にもとづき、同日付で市長の附属機関として設置された。設置からほぼ8年間が経過したことになる。委員会委員の任期は2年であり、過去3期の委員会においては小田原市の市民活動をめぐる現状を踏まえて様々な議論が行われ、それにもとづいた制度設計もなされてきた。

2009年7月に発足した第4期委員会においても、小田原市の市民活動をいっそう推進、発展させるための諸方策について議論を重ねてきた。2010年3月には、中間報告書を提出し、市長に対して提言を行っている。その内容は、主として「提案型協働事業」の実施と事業仕分けにおける要検討事業のあり方の2点であった。「提案型協働事業」については「行政提案型」と「市民提案型」の2つのタイプを提示したが、「行政提案型」については、すでに実施に移されている。

第4期の最終報告にあたる本報告書においては、3つのテーマを中心に記述している。

第1のテーマが「市民と行政との協働について」である。協働の必要性、諸形態を踏まえて今後の施策展開について検討している。とりわけ、「提案型協働事業」については、中間報告書の内容を前提として、より具体的な制度設計に言及している。

第2のテーマが「市民活動の充実・促進策について」である。すでに市では市民活動に関する諸制度を構築しているが、さらなる充実策について検討している。主な内容としては、第1期委員会の提言にもとづいて設置された「市民活動応援補助金制度」の改善、市民活動団体の活動、交流の拠点となっている「市民活動サポートセンター」の充実などである。

第3のテーマが「市民活動団体と地域活動団体の連携について」である。テーマ別に活動する団体と地縁型の団体との連携は全国的にも課題として認識されている。本市においては、近年連携の事例が生まれてきているため、今後いっそうの連携を推進するための方策を検討している。

第4期委員会では、このように市民活動をめぐる諸課題について議論し、様々な提言を行なっている。小田原市では、将来都市像である「市民の力で未来を拓く希望のまち」の実現を目指していることから、市民活動の推進を全市的課題として認識し、諸施策を展開していただきたいと願うものである。

小田原市市民活動推進委員会

目 次

はじめに

テーマ1 「市民と行政との協働について」	3
1 協働の必要性	
2 協働の定義	
3 協働の形態	
4 協働事業を推進するための重要な要素について	
5 今後の施策について	
テーマ2 「市民活動の充実・促進策について」	10
1 市民活動応援補助金制度	
2 ボランティア活動補償制度	
3 市民活動サポートセンター	
4 まごころカード	
5 まちづくり市民サポーター	
6 その他市民活動促進のために必要なこと	
テーマ3 「市民活動団体と地域活動団体の連携について」	14
1 連携の現状	
2 地域活動団体と市民活動団体の特徴	
3 連携の必要性	
4 連携への課題	
5 連携の可能性	
6 連携の推進に向けて	
資料編	17
審議の経過	19
小田原市市民活動推進委員会	20

テーマ1「市民と行政との協働について」

1 協働の必要性

社会情勢やライフスタイルの変化などにより、少子高齢化や環境、教育の問題などのさまざまな課題が現れてきているが、市民の価値観やニーズも多様化する中、行政としても市域全体に一律の公共サービスを実施するという従来型的手法だけでは解決が難しくなっている。

また、市民のまちづくりに対する関心や意識も高まっており、地域の状況及びその変化を詳細に把握する地域活動団体や特定分野において豊富な知識と経験を有する市民活動団体等、さまざまな主体が担い手となつてのまちづくり活動も進められていることから、それぞれの団体の持つ特性や資源を生かすことで、より市民ニーズに合ったサービスの提供や、地域に生じる課題に柔軟に対応することが可能になると考えられる。

2 協働の定義

協働とは、行政や市民活動等が協力して公共サービスを提供することであるが、その明確な定義は存在せず、さまざまな捉え方がされている。

なお、小田原市自治基本条例における協働の定義は次のとおりである。

「『協働』 相互の立場を尊重し、役割及び責任を分任し、力を存分に出し合い、並びに協力し合うことをいう。」

この定義における協働の特性としては、①市民活動団体と行政との相互信頼、②目的共有性、③対等性、④責任分担性などが欠くことのできない重要な要素として考えられる。

したがって、協働による事業構築においては、これらの要素が前提条件となり、いずれか一つでも欠けた場合には、事業目的の達成は困難になると考えられる。

3 協働の形態

公共サービスにおける協働にはさまざまな形態が考えられ、それぞれ役割分担が異なる。事業の内容や団体の成熟度により適した形態を想定すべきである。

(1) 共催

地域活動団体や市民活動団体等と行政が、それぞれ主催者となり、ともに一つの事業を行う形態である。取り組みの検討段階から協働し、目的の明確化と情報の共有化を図ることや、相互の役割分担、経費負担、リスク分担などの取り決めが重要であり、両者ともに主催者としての責任と自覚が求められる。

(2) 実行委員会・協議会

地域活動団体や市民活動団体等と行政で構成された実行委員会や協議会が主催者となって事業を行う形態である。取り組みの検討段階から協働し、目的の明確化と情報の共有化を図ることや、相互の役割分担、経費負担、リスク分担などの取り決めが重要であり、両者ともに主催者としての責任と自覚が求められる。

(3) 事業協力

地域活動団体や市民活動団体等と行政とが、対等の立場で、お互いの特性を生かし合い、経費分担や役割分担などを決めて、一定期間継続的に協力して事業に取り組む形態である。負担金等、金銭に関する契約行為を伴うものと、アダプトプログラム等、金銭に関する契約行為を伴わないものがある。一般的に、目的、役割分担、責任分担、経費分担、有効期限などの項目を取り決めた協定を締結する。

(4) 指定管理者

公の施設を活用した新たな事業やサービスの実施、経費削減等を目的として、民間企業、地域活動団体、市民活動団体といった団体が指定管理者としての指定を受け、それぞれの能力や特長を活かして、行政に代わって施設の管理運営を行う形態である。指定の手続きは条例で定め、管理者の指定には議会の議決が必要となる。

協働事業の位置づけにより行う指定管理者の募集では、協働による施設運営が必要な理由を明確にするとともに、施設の設置目的を効果的に達成するための公募基準を設け、適切な団体を選定することとなる。

(5) 委託

本来行政が責任を持って担うべき分野として考えられている領域において、地域活動団体や市民活動団体等の有する専門性、柔軟性、先駆性などの特性を活用し、より効果的に取り組みを進めるために、業務を委託する形態である。

協働の実施形態としての委託は、行政の下請けとしてではなく、行政が自ら実施するよりもより良い成果を上げられるという判断のもとに行われ、受託者となる団体の提案・企画を仕様書に取り入れて、事業の実施過程での協議の場を設定するなど、相互の意思疎通を図るとともに、団体の特性を活かす形で実施する。事業実施に関する責任は、原則として委託する行政側が負うことになる。このため、確実な履行が確保されるよう、委託先の選定に当たっては、相手方の事業遂行能力について十分な検討が必要である。

(6) 補助

地域活動団体や市民活動団体等が主体的に行う公益性の高い事業を支援するため、行政が財政支援を行う形態である。

(7) 後援

地域活動団体や市民活動団体等が主催する取り組みに対して、行政が後援という形で名を連ねる。行政の後援によって、地域活動団体や市民活動団体等の活動に対する社会的な理解や信頼が増し、活動の周知、動員にも幅が広がることが期待できる。逆に、行政主催のイベント等に地域活動団体や市民活動団体等が後援という形で名を連ねることも考えられる。

(8) その他

上記以外にも、情報交換・意見交換、政策提言・企画立案への参画、物的支援、人材交流などの協働の形態が考えられる。

4 協働事業を推進するための重要な要素について

(1) 市民活動団体と行政間の目的、課題、情報の共有

市民活動団体と行政との相互理解の上で、目的、課題、情報の共有も欠かすことはできない。互いの事業が意図する背景を理解した上で、事業の目的に何を据えるか、何を課題と捉え解決するかが一致し、共有される必要がある。

これらが欠けてしまった場合、事業の到達水準や課題解決の意見が一致せず、以降の継続性が担保されなくなる恐れがある。事業着手の前に意見交換や合意形成を行い、協定締結において詳細を明示しておくことが望ましい。

また、事業を遂行する上では、情報が共有されることも必要である。協働事業に関わるさまざまな情報の共有が不十分な場合、異なる判断に至り、同一の目的を目指すことができなくなる恐れがある。このような事態を避けるため、定期的に報告機会を設け、情報交換を欠かさない体制が求められる。

(2) 市民活動団体と行政との対等な関係の保持

市民活動団体と行政は、協働事業における企画立案、実施等の各段階において、対等な立場で取り組むべきであり、決して従属関係にあるものではない。市民活動において、行政への依存度が高まることは活動自体の主体性の低下を招きかねないことから、協働事業の実施にあたっては、市民活動団体は主体性を高め、目的意識を明確にして取り組むことが望まれる。

(3) 役割と責任の分担

協働事業においては、市民活動団体と行政はお互いの特性を生かし合い、役割分担を協定等で明確にすべきである。市民活動団体は、専門知識や経験を生かした啓発活動や事業企画、独自ネットワークや地域性を生かした人材確保、事業動員等が想定され、行政は、経費負担、広報や回覧等による事業周知、会場確保等を担当することが想定される。このように特性に応じた分野ごとの取組を生かしながら個々の役割分担を合意した上で、それぞれが事業遂行の責任を負うことが望ましい。

(4) 市民活動団体と行政の相互信頼

担い手を構成する市民活動団体と行政が協働のパートナーとなり、長期間にわたり市民を対象とした公共サービスを継続的に実施するためには、相互の信頼関係が不可欠であり、お互いの事業に対する姿勢について、その背景を理解することが重要と言える。

行政側としては、市民活動団体側に対し、何故協働事業を実施しようとしているのか、どのような事業計画か、遵守すべき点は何か等の理解を求める必要がある。

市民活動団体側としては、行政側に対し、何故協働事業に取り組むに至ったか、何を活動の目標として掲げているのか、行政との協働に取り組むことで何を実現しようとしているのかなどを理解してもらう必要がある。

両者のこれらの意向の接点を見出し、役割分担を明確にした上で、公共サービスが構築され、継続的に実施されることが望まれる。

また、当然のこととして、協働事業は公共サービスとして実施されることから、関係者のみならず、サービス提供の関係者である市民等の第三者からも理解や信頼を得なければならない。このためには、この市民活動団体と行政との関係が周囲からも認知される状態を維持・継続する必要がある。

ここでの懸案事項としては、行政側が市民活動団体側の実情を把握せず、行政側の視点だけで手続きや形式に固執してしまったり、一方で市民活動団体側も自らの成果を求めるあまり、手続きを軽視してしまうことはないか。このような市民活動団体と行政との意識のズレが生じる恐れがある。

これらを防ぐためには、協働事業着手前の事前調整に時間をかけ、丁寧に意見交換を行い、互いの意向や目的を尊重することが必要である。また、市民活動サポートセンター等の中間支援組織が両者を取り持つ役割を担うことも解決策の一つと思われるが、その場合は、行政側と市民活動側の双方の立場を十分に理解した上で調整機能が求められる。

(5) その他

その他に協働事業に取り組む姿勢として、行政側に求められる点がいくつか挙げられる。

まず、行政側への申請手続等に多くの書類作成を要するが、必要以上に市民活動団体側の負担とならぬよう、できるだけ簡略なものに変えていくことが望まれる。

次に、協働事業においては担当部署が複数にまたがるものも多いと見込まれるが、行政内の連携体制の構築も併せて配慮されるべきである。

また、今後、市民と行政の協働を進めていく上では、実際に行政の職員が市民活動に参加し、市民活動を内部から見ていくことも貴重な経験になると思われる。

5 今後の施策について

(1) 提案型協働事業への取組

今後協働を推進し、行政と市民のパートナーシップを確立するため、市民活動団体と行政が対等の立場で、適切な役割分担により、双方の責任において事業を実施する「提案型協働事業」を推進していくことが望まれる。

具体的には、協働事業とは、特定のテーマについて豊富な知識や人材を有する市民活動団体と広報活動や会場の確保等が可能な行政の担当部署が協力して取り組むことで、行政主体による事業の実施よりもきめ細かな公共サービスを市民に提供するものである。また、提案型というのは、この協働事業の担い手である行政または市民活動団体が、それぞれの立場から、協働の取組の必要性の高いと思われる事業の実施について提案という形でパートナーを求めるものである。

「提案型協働事業」には、大きく分けて「行政提案型協働事業」と「市民提案型協働事業」の二つがあり、本来的には両事業に取り組むのが好ましいが、今期中間報告でも提案したように、まずは現在行政が担っている業務や今後行政が担うべき業務について「行政提案型協働事業」により取り組むことで、制度の構築と運用につなげていくべきと考えられる。

ア 行政提案型協働事業

基本となる手続きの流れは次のとおりである。

- ①事業テーマを行政から提示し、市民活動団体からの事業企画案を公募する。
- ②応募事業の公開プレゼンテーションによる審査の結果、最も効果的な提案をした団体（以下「協働事業パートナー」という）と所管部署とで協議する。
- ③その結果を受けて実施事業内容を確定し、協定締結後、事業を実施する。
- ④実施事業を検証し、その結果を次の事業に活かす。

また、事業を実施する上での留意事項がいくつか挙げられる。

第一に、協働事業の4月着手を可能とするため、市民活動応援補助金と同様に、前年度末までに協働のパートナーが決定され、年度当初に協定が締結されるように公募時期を設定することが望ましい。

第二に、公募の際に、事業テーマについてなるべく細部を提示せず、応募者側の詳細事業設計の余地を残しておくべきである。

第三に、協働事業の実施が単年度で終わってしまうのでは効果の確認が困難であるので、将来的には複数年にわたる継続事業としての協定締結を検討することが望まれる。

第四に、平成23年度の協働事業を参考にして積極的に事業テーマを設定し、さまざまな分野の団体に事業応募の機会を与えるべきである。

第五に、団体の育成という視点から、共催、事業協力などの応募が容易な形態による事業も考慮することが望まれる。

第六に、応募事業の審査にあたっては、公平性を確保する方策の実施、協働の形態についての検討、役割分担の明確化等を審査会が担うことが考えられる。

イ 市民提案型協働事業

提案型協働事業としての内容は前述のとおりだが、市民提案型の場合は、特に提案事業が専門性の高い新規事業であることが想定されるため、どのような事業であれば採択が可能であるのか要件を確立しておく必要があるとともに、市民活動応援補助金における申請事業とのすみ分けを図るべきである。また、既存事業であれば、所管部署との合意を得るための調整の場を設ける必要がある。

なお、予算の計上手続きについては、二通りの手法が考えられる。一つは、市民活動応援補助金制度と同様に、一定額を枠予算として確保した上で予算の範囲内で申請事業を審査・選考する方法である。この場合、選考手続自体は短期間で済むが、査定手続きを経っていないため、事業費の妥当性や事業の優先度について判断することが難しく、また予算が不足する恐れがある。

もう一つの方法は、申請事業の所管部署が通常の予算編成手続きの中で予算要求し、査定を受けて事業予算を決定する方法である。この場合には、査定手続きを経るため、適正規模の事業予算の確保が期待できる反面、申請から事業決定までの選考手続きが長期にわたってしまう。

いずれにせよ適正な事業費を確保しつつ、申請から短期間で事業着手できる手続きを構築することが望まれるが、これらの課題を十分に精査し、なるべく早期に事業実施できるよう取り組むことが望まれる。

(2) その他

多くの協働事業を市の施策として実施するには、サポートセンターのみならず、行政自身も協働のパートナーに成り得る市民活動団体を育成していく姿勢が必要と考えられる。そのためには、各部署において活動内容に関するアドバイスをを行い、日ごろの活動の充実を図る必要がある。

また、今後のまちづくりに必要な課題について、行政側が市民からアドバイスを受けるなど、共に課題解決を図る姿勢も必要である。

テーマ2「市民活動の充実・促進策について」

現在本市で実施されている主な市民活動の充実・促進策について考察してみたい。

1 市民活動応援補助金制度

市民活動応援補助金は、平成15年に施行された小田原市市民活動推進条例に基づき、市民が自発的に行う市民活動を財政面で支援することにより、市民活動の活性化と自立を図るとともに、市民・市が互いにパートナーとして協働の姿を生み出し、市民参加によるまちづくりを進めることを目的としている。

本事業を通じて活動団体の事業の充実が図られるようになれば、別テーマで掲げる行政との提案型協働事業のパートナーとして、市と共に公共サービスを提供していくことも期待できると考えられる。

この制度の改善策としていくつかの項目が挙げられる。

第一に、ステップアップコースでは現状の補助率が1/2であるが、団体の自己負担金を低くすることによって事業計画が容易になるよう補助率を高く設定すべきではないか。ただし、上限額は従来と同額とし、補助件数が減少しないように配慮する必要がある。

第二に、応援補助金の申請件数が近年15～20件を推移しているが、補助事業の質をより向上させるためにも申請件数が増加することが望ましい。補助金のプレゼンテーション等の審査をより多くの団体にも呼びかけながら公開するなど、補助金制度の市民活動団体への認知度を高めるべきである。このほか、申請書類等の手続きの簡素化、市民活動サポートセンターでの申請受付、休日の申請受付、申請手続きに関する説明会の開催等が効果的と考えられる。

第三に、補助金交付決定からその精算まで、市による現場訪問等はされていないが、事業の進行チェックや活動内容の把握のほか、今後の補助事業の審査や各団体への指導・助言をする上でも有益であることから、積極的に実際の活動現場を訪問する必要がある。

第四に、専門分野に関する活動については、その活動の成果が市民に還元されるよう、公共性、公益性についての配慮が必要である。

第五に、現状では前年度の補助事業の事業結果に対する評価等の意見交換が実施されていないが、審査員の認識を高め、適切な審査を実施するためにも、前年度の補助事業の総括が必要である。

第六に、過去の補助対象事業の中には、地縁に基づく活動が混在しているが、今後、地域コミュニティ活動を強化するための支援策を検討していくのであれば、制度間の調整が必要になるとと思われる。

2 ボランティア活動補償制度

市では市民が安心してボランティア活動を行うことができるよう、市民団体やその指導者または個人が行う社会奉仕活動、社会教育活動、青少年育成活動、社会福祉活動及び地域社会活動などで、本来の職場を離れて行う継続的、計画的な実践活動を対象として、活動中の不慮の事故を補償する「小田原市ボランティア活動補償制度」を実施している。

本制度に関しては、平成21年度に実施された事業仕分けにおいて「本来、市民活動では保険制度への加入は主催者が負担すべきものである」として「見直し」の意見が出されているが、安心して市民が活動できる環境を整備するにあたって、行政の重要な役割の一つと考えられる。また、全市民を対象にした事前申請や登録も不要な利便性の高い制度となっており、なお一層市民に周知徹底を図りつつ、今後も継続すべきである。ただし、今後、行政と市民との協働が進めば進むほど、その補償範囲を厳密に議論する必要があると思われる。

3 市民活動サポートセンター

市民活動サポートセンターは、市民の自主的で非営利なボランティア活動をはじめとする公益性の高い活動を支援するため、市民活動にかかる普及啓発事業、相談事業を実施し、作業スペース、会議スペース等を提供する施設である。市民会館に設置しており、指定管理者として平成15年度から「市民活動を支える会」と委託契約を締結している。

サポートセンターのいくつかの事業については、平成21年度、22年度に新春交流会を実施したところ、多数の参加者が得られ、諸団体の交流意欲が非常に高いということが確認されている。団体間の交流は効果的な情報交換や個別事業への動員が期待でき、市民活動の促進に効果が高いと考えられ、今後も積極的にその機会の確保に努めるべきである。

次に、市民活動イベントカレンダーは、インターネットが普及して利用者も多いことから、今後はネット上でもさらに詳しく公開すべきである。

これらの現行事業に加え、市民活動団体と地域活動団体の連携交流についても取組が期待される。テーマ3で述べるように連携交流が図られるようになれば、市民活動の拡大に向けた新たな展開が可能となる。市民活動団体の集まりに地域活動団体が出席して担い手を求める場合や、地域活動団体の集まりに市民活動団体が出席して活動の場を求める場合等が考えられ、両者の相互補完が期待できると考えられる。このように市民活動団体と地域活動団体を結びつける機能を果たすには、市民活動サポートセンターがコーディネーターとして機能することが最適と考えられる。

また、近年におけるサポートセンターの登録団体や利用者数の増加に伴い、現施設で

は手狭となっていており、会議室予約や印刷機利用などにおいて混雑が見受けられる。そこで、今後、施設規模の拡大や機能強化についての検討をするとともに、他の公共施設に見られる有料化等の施設利用のあり方についても議論を深めていただきたい。

4 まごころカード

市では市民のボランティア活動を促進し、定着させるため、まごころカードを発行している。

ボランティアへの意識を高めていく事業として、今後も継続が望まれるが、活動への感謝というカードの趣旨が十分に周知され、ボランティア活動を称えあう社会の醸成という本来の目的の達成につながるように検討すべきである。また、将来的には、市民のポイントカードのようなものとして、活動に応じたポイントの付与や介護サービスなどへの可能性を探るなど、活動の活性化を図るための研究も必要と思われる。

5 まちづくり市民サポーター

市や地域のために自分の持っている技術や経験を社会の中で生かしたい、などの意欲を持つ個人、団体、事業所などの市民を「まちづくり市民サポーター」として登録し、市民活動団体や行政が行う活動に協力していただく事業である。市内には専門的な知識を有する多くの個人や団体が存在し、サポーターとして支援を得ることで、事業の進展だけでなく、関係者間の新たな連携が期待できる。

また、教育現場での支援によるサポーターとのふれあいなどは、子どもたちにとっても貴重な経験となり得ることから、本事業がより周知され、サポーターの活躍の場が増えていくことを期待したい。

6 その他市民活動促進のために必要なこと

(1) 市民活動推進委員会

現在、委員会は年間5回程度開催されているが、そのうち2回は市民活動応援補助金の審査に当てられている。今後、市民活動促進に向けた議論を深めていく上で、より多くの議論の場や各委員による踏み込んだ議論が不可欠であり、委員会の開催数を増やすなどの配慮が望まれる。

(2) 広報活動の強化

市民活動の意義や行政の支援体制、各支援事業等については、より一層のPRが必要である。また、市報等における団体の紹介や各自治会等を通じた活動団体の事業案内、結果報告も必要ではないか。

また、インターネットによる広報活動も重要であるが、より幅広く周知するため

には、活動団体の紹介や代表者の連絡先などを入れた一覧表などを作成・配布することも必要と思われる。

(3) 事業発表会の開催

市民活動団体の活動成果を一部のテーマ関係者だけに留めず、より多くの市民に知ってもらう場、もしくはシステムをつくってはどうか。例えば市内事例や他市事例の調査研究等の発表会などを開催し、より多くの団体やさまざまな分野の活動団体との情報共有をすることが考えられる。

(4) 学校教育での啓発

小中高校においても、「総合的な学習の時間」などの活用や実際にボランティア活動をすることにより、なるべく早い段階で、ボランティア活動についての認識を深めたほうがよい。

テーマ3 「市民活動団体と地域活動団体の連携について」

1 連携の現状

現在、本市における市民活動団体と地域活動団体による連携事業の事例は少なく、市立下府中小学校運動場の芝生化事業における市民活動団体「下府中コミュニティSHIN²」と下府中地区自治会連合会との連携事業が挙げられる程度である。

他の自治体においても、団体間の連携を推進する動きは見られるものの、残念ながら成功事例を多く挙げることはできない状況である。

これは、後述するように、市民活動団体は地域活動団体のことを地域関係者の範囲内でのみ取り組む団体として、一方、地域活動団体は市民活動団体のことを特定の活動テーマのみについて取り組む団体として認識するなど、お互いの活動に対する理解が不足していることが一因と思われる。

2 地域活動団体と市民活動団体の特徴

二つの団体はそれぞれの成り立ちから対照的な特徴を持つとすることができる。

地域活動団体の代表としては自治会が挙げられ、同一区域の居住者の組織で地縁や日常生活のつながりで成立し、行政と直結しながら情報を広く伝達するとともに、日頃の防犯活動や災害時の防災活動などに重要な役割を担っている。その歴史は古く、認知度や信頼性も高く、地域の交流に大きく貢献している。自治会は会長から組長まで役職が幅広く、性格上地域の理解や協力が得られやすく、トップダウン的に取り組みを実行することができる。

一方、市民活動団体は、環境系や福祉系などの分野ごとに共通の目的意識を持った参加者が多く集っており、目的や目標が明確なので、団体内に一定の信頼関係が構築できれば、その実現のために結束力や行動力が発揮され、長期間にわたる社会貢献活動が可能になる。

3 連携の必要性

地域活動団体と市民活動団体の連携については、多くの事例を挙げることはできない状況ではあるが、以下のような理由から必要と考える。

両者の連携は、地域活動団体における担い手の充足や専門性の向上、市民活動団体における活動の発展や活動エリアの確保を相互に実現し、それぞれの強みを生かし、弱みを解消するとともに、地域の活性化や地域の課題解決に結びつくことが期待される。

具体的には、市民活動団体の多くは、実施する事業の量的・質的发展を希望し、多くの参加者と自らが提供する情報についての理解者を求めており、そのためにより多くの交流とより広い活動エリアを望んでいる。今後、市民活動団体が地域に活動の場を得る

ことで、活動を発展させ、多くの地域住民との交流を可能にし、いわゆる「新しい公共」への展開に結びついていくことが期待できるようになる。

一方、地域活動団体は住民の生活エリアにおいてさまざまな課題を抱えており、それぞれの解決にあたるための人材を求めているものの、少子高齢化やライフスタイルの多様化などにより、その確保は困難であり、人材不足は市内全体で共通した課題となっている。市民活動団体との交流連携による地域の課題解決に取り組む地域活動団体はまだ殆ど存在しないと推測されるが、相互補完の可能性を認識できるような交流機会を公的機関等により設けられれば、新たな連携を実現することは十分可能であると考えられる。連携が実現した場合には、市民活動団体の地域内での活動を通じ、地域が専門的な活動を間近で経験することが可能になり、専門性を高める効果があるとも考えられる。一度連携を経験できれば、別分野における連携を希望することもあり得ると思われる。

4 連携への課題

地域活動団体と市民活動団体は、ボランティアな団体ではあるが、どちらも「外部との交流経験に乏しい」「担い手が不足している」という課題を持つ。両団体は活動のフィールドや動機がかなり異なることから、継続的に連携するという事は容易ではない。現状では交流さえも困難であるが、双方のニーズを把握し、コーディネートする公的な仕組みがあれば取組の連携に可能性が出てくると考えられる。

また、地域活動団体は構成者が同じ地区に居住するということが大きな要素であり、外部からの人材、市民活動団体を地域で受け入れる意思決定が組織内で構築できるか否かが大きな課題である。

一方、市民活動団体においては、地域活動団体の意思決定や受け入れ後の地域への認知に時間を要する場合は考えられることから、活動の結果をすぐに求めることなく、時間をかけることができるかどうか、また、自分たちの活動の趣旨と地域が求めるものの多少の距離やズレを許容できるか否かが課題と思われる。市民活動団体はその活動テーマへの志願者を構成メンバーとしており、共通の価値観、目的意識を有している。複数の団体が入り込めばそこには自ずと主導権争いが大なり小なり発生して目的達成の障害になる。活動テーマごとに適した団体を選定して一任すべきと思われる。

5 連携の可能性

前述のとおりいくつかの課題はあるものの、市民活動団体と地域活動団体との連携については、関係者の取組によって実現することは可能であると考えられる。

比較的容易に連携が実現すると思われるのは、地域で活動するためにその地域内の住民が自主的に発足させた市民活動団体である。地域内で人間関係が構築されている場合が多いと想定され、こういった団体は比較的容易に連携していくのではないだろうか。

想定しなければならないのは、全市域など広い範囲で組織されている団体と個別の地域活動団体との連携であるが、時間を要すると思われるものの、条件が満たされれば不可能ではないと考えられる。

まず、自発的に多くの市民活動団体が連携先を求めて地域活動団体に連絡していくことは現実的には考えにくいことから、連携の機会を設けるには、行政や市民活動サポートセンターといった中間支援組織から交流機会を設定されるなど、外部機関の働きかけによって、分野に応じて互いに連携の可能性を検討することが効果的と考えられる。この場合、交流機会を創出する役割を担当する機関は、地域活動従事者や市民活動団体などの関係団体のヒアリング等により詳細な情報収集を実施し、団体間のマッチング、情報提供、コーディネートに役立てていくことが望ましい。このような場合を想定し、市民活動団体がサポートセンターなどの中間支援組織に登録する際には、地域活動との交流意欲などの確認手続きを設ければ、コーディネートの材料になるものと考えられる。

交流機会としては、地域の行事を市民活動団体に見学してもらったり、市民活動団体の情報交換や発表の場に地域活動の人も参加してもらうなど、場合によっては中間支援組織が立ち会いながら自然な交流の場を設ける必要があると思われる。

これらによって活動内容の把握が容易な交流機会が設けられれば、年に1回程度のイベント等の一過性の活動の中で相互のノウハウを生かすという初期段階の連携であれば可能性があるのではないかと。交流の後、定期的に行われる地域の清掃などの行事に両者が集まる機会を設けることができれば、連携の可能性がさらに広がると考えられる。

地域活動団体と市民活動団体には、いろいろな分野があり、地域によっても異なるので、全部一括して行政や中間支援組織がコーディネートするというのは困難と思われるが、まずはいくつかの事例を創出するという程度から取り組むことが適当である。

6 連携の推進に向けて

前述の下府中地区における小学校運動場の芝生化事業のような事例が紹介されて広まっていくことで、団体間の連携の可能性はさらに広がると思われ、地域に対して積極的に事例を紹介する場を設定していくことが重要と考えられる。

また、団体間の「連携」というと固いイメージがあり、「常に協力していないといけない」という意味合いが強くなるように思われるが、「協力」の方が、「何かの行事のときには一緒にやろう」というような気持ちで取り組めるのではないだろうか。まずは、あまり組織的な取組として捉われることなく、情報交換や交流をイメージして、気軽に団体間で話し合う場を持つところから始めることも考えられる。

いずれにせよ、関係者における先進事例の情報共有、団体相互の交流機会の設定、連携希望の発信の場の設定など、まずは行政や中間支援組織による環境整備から着手すべきである。

—— 資 料 編 ——

■市民活動サポートセンター登録団体の推移■

(各年度末の団体数)

H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
272	292	307	345	359	370	386	392

■市民活動サポートセンター登録団体の分野別団体数 上位5分野■

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	83団体	21.2%
2. 社会教育の推進を図る活動	79団体	20.2%
3. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	65団体	16.6%
4. 環境の保全を図る活動	47団体	12.0%
5. 子どもの健全育成を図る活動	39団体	9.9%

(登録団体総数 392団体)

■市民活動応援補助金応募・交付実績■

	応募件数			交付件数等			
	スタート	ステップ	計	スタート	ステップ	計	金額
H16年度	15件	29件	44件	7件	9件	16件	2,391千円
H17年度	16件	14件	30件	8件	9件	17件	2,313千円
H18年度	11件	18件	29件	8件	8件	16件	1,949千円
H19年度	8件	11件	19件	2件	5件	7件	1,017千円
H20年度	10件	9件	19件	7件	6件	13件	1,744千円
H21年度	7件	8件	15件	3件	6件	9件	1,314千円
H22年度	13件	7件	20件	5件	4件	9件	1,088千円

(注) 「スタート」… スタートアップコース 「ステップ」… ステップアップコース

審議の経過

回数	開催年月日	会議内容
第1回	平成21年7月23日	委嘱状交付 小田原市の市民活動推進に関する取組みについて 市民活動推進委員会のこれまでの活動について 今後の進め方について
第2回	平成21年10月16日	調査・研究テーマについて 市民活動応援補助金の募集等について
第3回	平成22年2月18日	平成22年度市民活動応援補助金第一次審査 調査・研究テーマについて 中間報告について
第4回	平成22年3月13日	平成22年度市民活動応援補助金第二次審査に係る公開 プレゼンテーション 平成22年度市民活動応援補助金第二次審査
	平成22年3月23日	市長に中間報告書を提出
第5回	平成22年6月17日	提案型協働事業について 調査・研究テーマについて
第6回	平成22年8月18日	行政提案型協働事業の進め方について 報告書の検討について 市民活動応援補助金について
第7回	平成22年10月28日	行政提案型協働事業について 報告書の検討について 市民活動応援補助金について
第8回	平成23年2月18日	平成23年度市民活動応援補助金第一次審査 報告書の検討について
第9回	平成23年4月2日	平成23年度市民活動応援補助金第二次審査に係る公開 プレゼンテーション 平成23年度市民活動応援補助金第二次審査
第10回	平成23年6月16日	報告書の検討について 行政提案型協働事業の審査結果について
	平成23年6月27日	市長に報告書を提出

— 小田原市市民活動推進委員会 —

(任期 平成 21 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日まで)

- 委員 長 前田 成東 (東海大学教授)
- 副委員 長 古矢 ハツ子 (市民活動経験者)
※平成22年6月17日から副委員長
- 渡辺 征男 (小田原市自治会総連合) [平成22年6月16日まで]
- 委 員 大塚 さとみ (公募市民)
- 大場 得信 (小田原市立酒匂中学校校長) [平成22年6月16日まで]
- 香川 功 (公募市民)
- 桂 尚子 (Meiji Seikaファルマ株式会社)
- 金沢 恵作 (公募市民)
- 川久保 佐智子 (市民部副部長) [平成23年4月1日から]
- 鈴木 晴夫 (小田原市自治会総連合) [平成22年6月17日から]
- 高橋 ヒロ子 (市民活動経験者)
- 竹内 雅彦 (小田原市立豊川小学校校長) [平成22年6月17日から]
- 露木 康男 (市民部次長) [平成22年3月31日まで]
- 寺澤 仁志 (三菱化学株式会社小田原事業所)
- 諸星 正美 (市民部次長) [平成22年4月1日から平成23年3月31日まで]
- 湯口 さゆり (市民活動経験者)

(役職別五十音順)

小田原市市民活動推進委員会
第4期委員会報告書

平成23年6月

〒250-8555
神奈川県小田原市萩窪300番地
小田原市市民部地域政策課
Tel:0465-33-1458 Fax:0465-34-3822
e-mail:chisei@city.odawara.kanagawa.jp